

PPP/PFI優先的検討規程・全国説明会の実施状況について

1. 全国説明会の実施概要

- 全国9か所(北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州)にて実施
- 参加地方公共団体数:
 - ・232団体(うち、20万人以上:158団体)
 - ・**人口20万人以上の地方公共団体の参加率:87.3%**

開催日	開催地	参加者	参加団体数	うち20万人以上	
				[ブロック別参加団体数]	割合(%)
6月24日	仙台	30	21	15	100.0
6月27日	札幌	22	9	4	100.0
6月29日	高松	23	10	8	100.0
7月1日	金沢	32	16	10	100.0
7月4日	広島	19	11	11	91.7
7月5日	福岡	30	17	13	68.4
7月8日	名古屋	39	26	15	83.3
7月11日	東京	124	85	55	83.3
7月15日	大阪	62	37	27	93.1
合計		381	232	158	87.3



〈全国説明会の実施状況(東京会場)〉

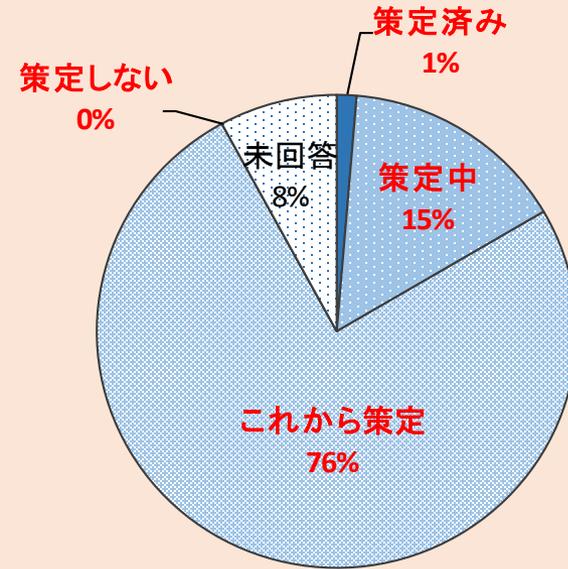


〈個別相談会の実施状況(東京会場)〉

※説明会実施後、希望する地方公共団体に対して個別相談会を実施(合計63団体が参加)

2. 優先的検討規程の策定状況について

※人口20万人以上(説明会参加団体宛アンケート結果)



○これから策定する地方公共団体含め**92%で策定予定**

3. 策定・公表済みの地方公共団体(7月末時点)

- 鳥取県(平成28年3月29日策定)
「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」
- 埼玉県上尾市(平成28年7月25日公表)
「上尾市PPP/PFI手法導入優先的検討ガイドライン」
- さいたま市(平成28年4月改訂)
「さいたま市PFI等活用指針(改訂版)」
- 千葉県木更津市(平成18年6月)
「木更津市PPP(官民連携手法)導入指針」

全国説明会での質疑応答について①

Q1 優先的検討規程を既に策定・公表している地方公共団体はあるか。

A1 7月末時点で内閣府が把握している地方公共団体は鳥取県、埼玉県上尾市、さいたま市、千葉県木更津市の4地方公共団体（1ページ目参照）となる。

Q2 人口20万人以上の地方公共団体については今年度中の策定が要請されているが、策定にあたってのフォローアップのスケジュールを教えてください。

A2 H28年10月とH29年3月に策定状況及び策定状況見込みについて各地方公共団体へアンケートを実施する予定である。策定状況は内閣府PFI推進室のHP上で公表していく予定。

Q3 「運用の手引」の内容及び策定スケジュールについて教えてください。優先的検討規程策定にあたっての考え方は示されるのか。

A3 「運用の手引」では優先的検討規程策定後の運用についての考え方（コンセッション事業や収益型事業の検討の考え方等）を示すことを考えており、今年度中の策定・発出を予定している。優先的検討規程策定にあたっての考え方は「策定の手引」（H28年3月発出）で既に示している。

Q4 簡易な検討において、「策定の手引」で示されているコスト削減率等の数値については、各地方公共団体に独自の数値に置きなおしてよいか。また今後これらの数値を更新していく予定はあるか。

A4 「策定の手引」において示している各数値については参考として示しており、各地方公共団体において民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査を通じて定めて頂くことで問題ない。また当該参考数値等については、各地方公共団体へのPPP/PFI事業の実施状況についてのアンケート調査等を踏まえて更新していくことを考えている。

全国説明会での質疑応答について②

Q5 事業費基準を事業によって変更することは可能か。また、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業(バンドリング)等を検討する場合の事業費基準はどう考えればいいか。

A5 事業費基準について、事業によって変更することは可能。例えば公共施設等整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る）において10億円に満たない事業であっても、PPP/PFI事業として効果的・効率的に実施されている事業が存在している。バンドリングの際は、当該事業全体が要する費用で事業費基準を満たすかどうか判断することが考えられる。

Q6 「評価結果の公表」を行う理由は何か。

A6 「評価結果の公表」は、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保し、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことを目的としている。公表にあたっては、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも考えられる。

Q7 公共施設等運営権制度を活用した事業（コンセッション事業）の検討にあたっては、どのようなデータを用いて簡易な検討を実施すればよいか。

A7 コンセッション事業は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、サービス内容や利用料金を民間事業者が決定することができるものである。コンセッション事業は、過去の実績が乏しく「簡易な検討」において民間事業者への意見聴取等を通じて、採用手法導入の適否を評価することができる。コンセッション事業の検討にあたっての適性等については、「運用の手引」の中で示していくことを考えているが、個別案件ごとに下記連絡先に問い合わせされたい。

〈問合せ先〉



内閣府 民間資金等活用事業(PFI)推進室

電話：03-6257-1654(直通)